地域公共交通の維持・活性化に関する提言

近畿ブロック知事会

令和８年７月

地域公共交通の維持・活性化に関する提言

路線バスは、通勤や通学など日常の移動手段として、また、観光地に向かう交通機関として、地域社会・経済の基盤となるものである。

しかし、地方の路線バス事業は、急速な人口減少等の影響による利用減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となっている。また、物価高騰や人件費の上昇により、バスの運行経費が増加する一方、国からの支援はブロック単価が上限となるなど、事業者は厳しい経営状況が続いている。

さらに、時間外労働時間の上限規制等により、バス運転士の確保が一層厳しくなり、大規模なバス路線の廃止・減便が全国的に進むなど、地域住民にとって最も身近な移動手段が崩壊の危機に直面している。このような事態が、高齢者等の外出機会や社会参加機会の喪失、児童・生徒の教育機会への影響、家族の送迎負担の増加などを通じて、地域社会における様々な「機会損失」につながることも懸念される。

こうした状況を踏まえ、路線バス事業の持続可能性を高め、「地域公共交通の最後の砦」としての役割を堅持できるよう、本年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正に係る国会審議において、地方公共団体による地域旅客運送サービスの持続的確保に向けた継続的な財政支援を求める附帯決議が付されたことも踏まえ、国においては、路線バスが地域社会の維持・発展に不可欠な『公共財・社会インフラ』であることを明確に位置付けた上で、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1　乗合バス事業、特に路線バス事業は貸切事業に比して、公共性が高いものの、低い収支率などが障壁となり、事業者の新規参入を阻むとともに、現在運行している事業者の撤退が懸念される。このため、路線バスの担い手となる交通事業者の経営安定に向け、新たな補助制度等の構築を検討すること。

2　路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となるブロック単価について、実情に応じたブロックの区分けの見直しを図るとともに、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組を行うこと。

3　中東情勢などに伴う価格高騰に歯止めをかける措置や、事業者の経営安定と負担軽減につながる措置を早急に講じること。また、ブロック単価についても、物価高騰の影響が適切に反映される仕組みとすること。

４　地方自治体が行う人材確保に向けた取組みや公共交通の利用促進策について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。

令和８年７月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石　田　嵩　人
三重県知事	一　見　勝　之
滋賀県知事	三日月　大　造
京都府知事	西　脇　隆　俊
大阪府知事	吉　村　洋　文
兵庫県知事	齋　藤　元　彦
奈良県知事	山　下　　真
和歌山県知事	宮　﨑　　泉
鳥取県知事	平　井　伸　治
徳島県知事	後藤田　正　純